

一般廃棄物処理基本計画 【 概 要 版 】

平成 29 年 3 月 焼津市 藤枝市 志太広域事務組合

第 1 章 計画の概要

1. 計画の趣旨

焼津市、藤枝市（以下「2市」という。）及び志太広域事務組合（以下「組合」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的、総合的視点に立って、2市の一般廃棄物を計画的に処理するための基本的な方針を示した一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しています。

基本計画の策定にあたっては、地球温暖化を始めとする環境問題に対応するため、環境負荷ができる限り低減される『循環型社会』及び『低炭素社会』への転換を進めていく必要があります。

また、併せて大地震や洪水などの大規模災害が頻発している現状を踏まえ、災害時においても災害廃棄物を迅速かつ安全・安心に処理できるように準備をしていく必要があります。

このような状況に市民・事業者・行政が協働して対応するため、今後の社会経済情勢、地域の開発計画等から一般廃棄物の発生量等を見込み、平成 43 年度を目標年次とした新たな基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度、平成 43 年度を目標年次とする 15 年間と定めます。また、中間目標年次を平成 33 年度とし、本計画における数値目標を設定します。

なお、本計画は概ね 5 年ごとに内容の見直しをするほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は計画の変更を行うこととします。

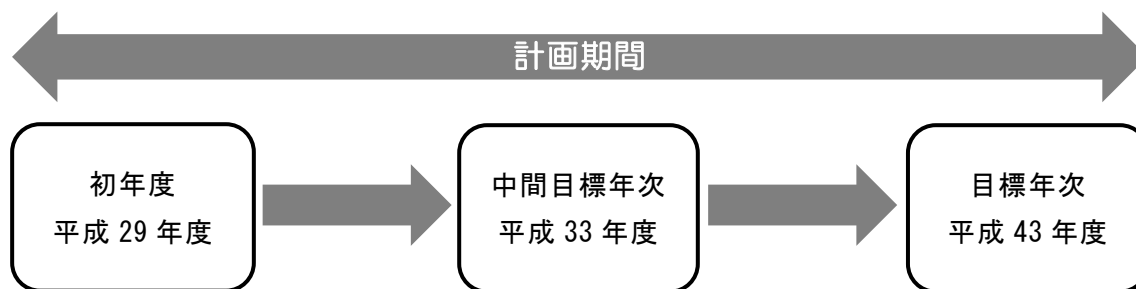


図 1 計画の期間

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

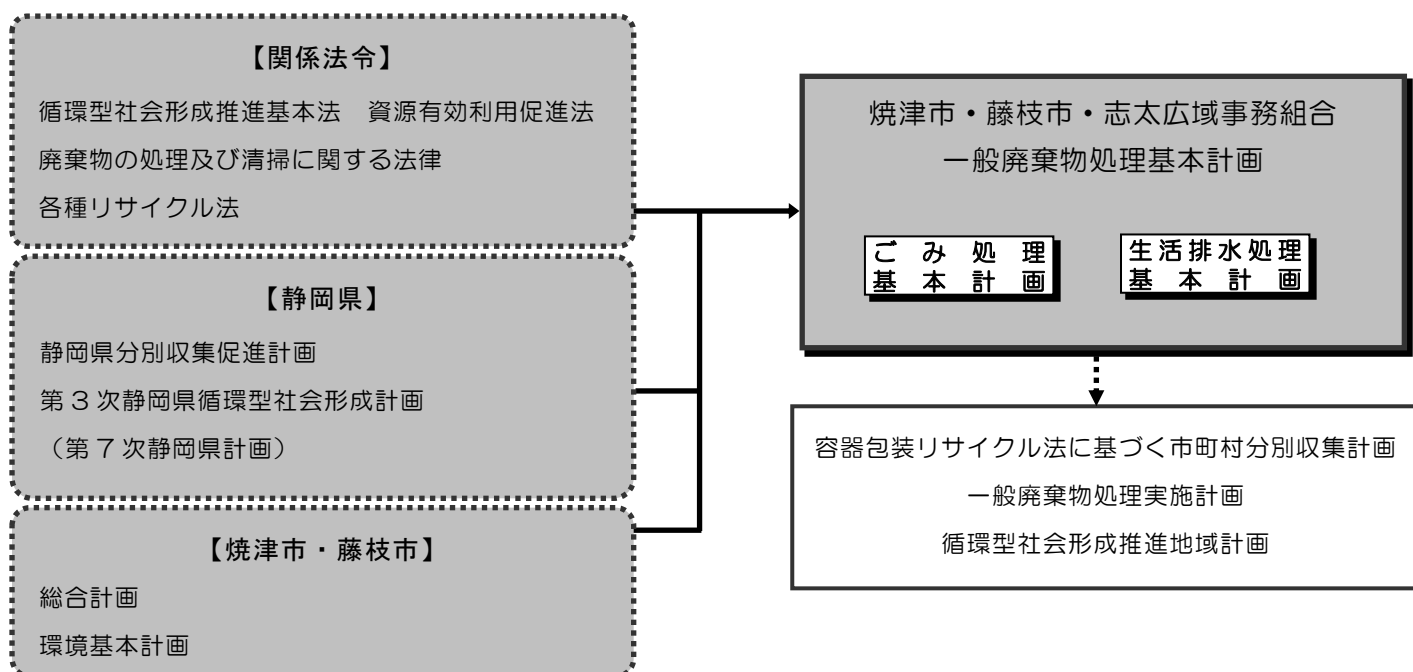


図2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

4. 焼津市、藤枝市並びに志太広域事務組合の役割

焼津市、藤枝市では、快適で住みやすい地域づくりのための事業を共同で行うことを目的として昭和47年に志太広域事務組合を設立しました。

ごみ処理における2市の役割は、ごみの発生抑制及び適正排出の推進に関する施策の実施とごみの収集運搬です。組合の役割は、2市のごみの中間処理及び最終処分です。

生活排水処理における2市の役割は、適正な生活排水処理の推進及びし尿・浄化槽汚泥の収集運搬です。組合の役割はし尿・浄化槽汚泥の適正処理です。

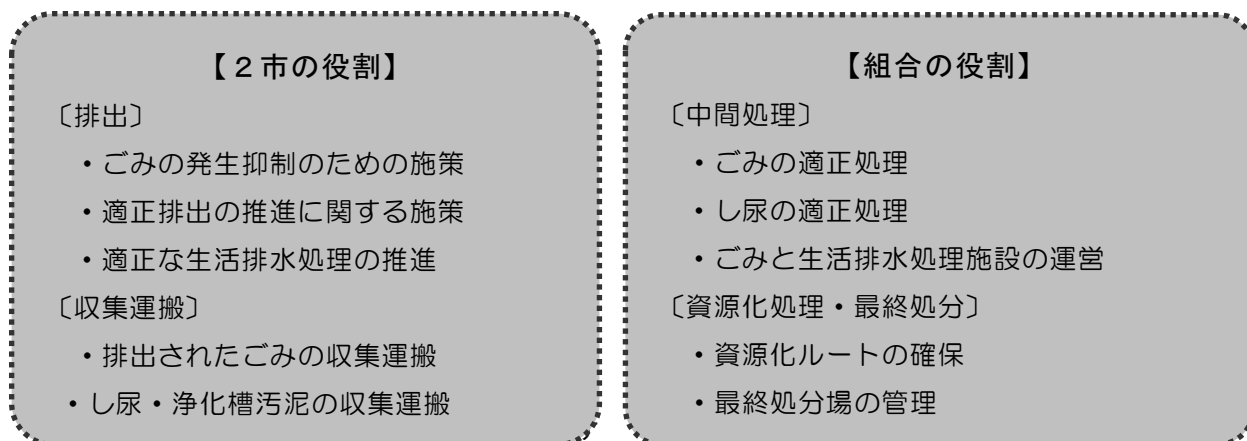


図3 2市と組合の役割

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

1) ごみ総排出量

家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量をあわせたごみ総排出量は、2市ともに減少傾向にあります。平成27年度の市別内訳は、焼津市が全体の53.5%、藤枝市が46.5%となっています。

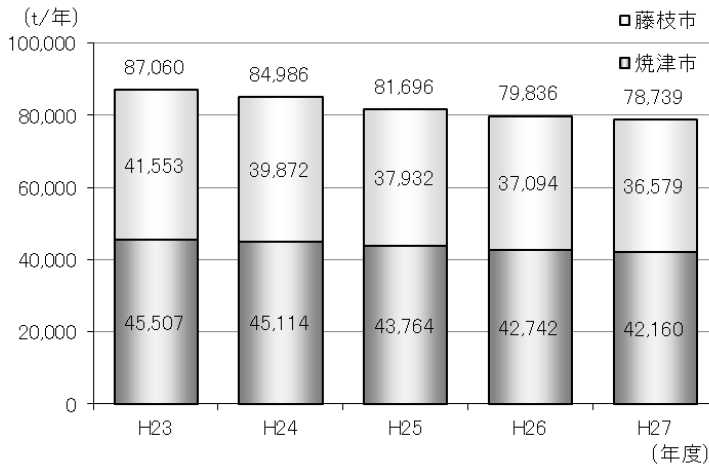


図4 ごみ総排出量 (2市合計)

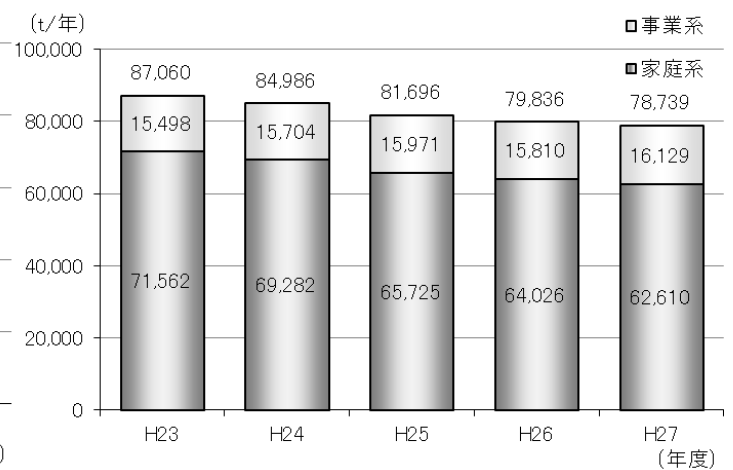


図5 排出源別ごみ総排出量 (2市合計)

2) 燃やすごみ量

燃やすごみ量は2市ともに年々減少傾向にあり、5年間で6.4%減少しています。また、5年間で家庭系ごみが9.4%減少、事業系ごみが4.3%増加しています。

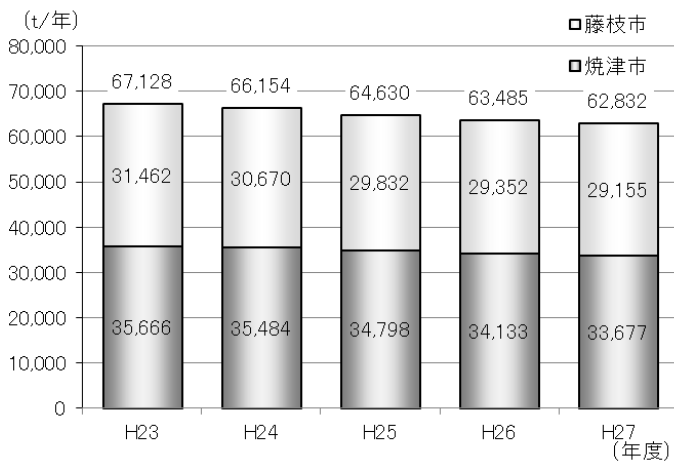


図6 燃やすごみ量 (2市合計)

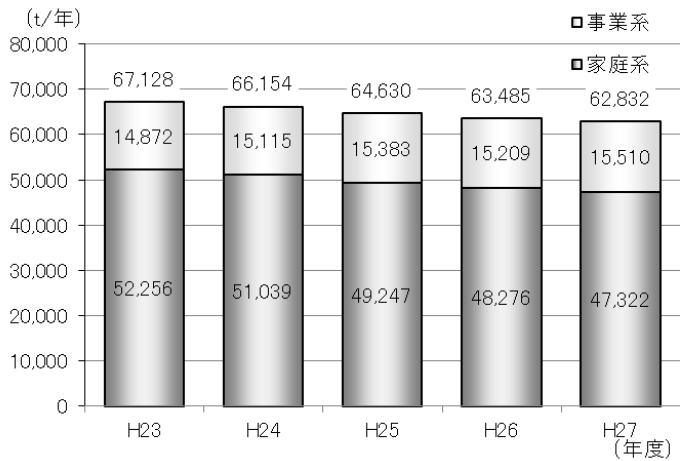


図7 排出源別燃やすごみ量 (2市合計)

2. 基本方針と施策

循環型社会を実現するためには、今後もごみの発生を抑え、更なる資源化を推進していく必要があります。廃棄物をめぐる社会状況の変化、市民の意識やライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえた中で、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における施策の取組が求められます。

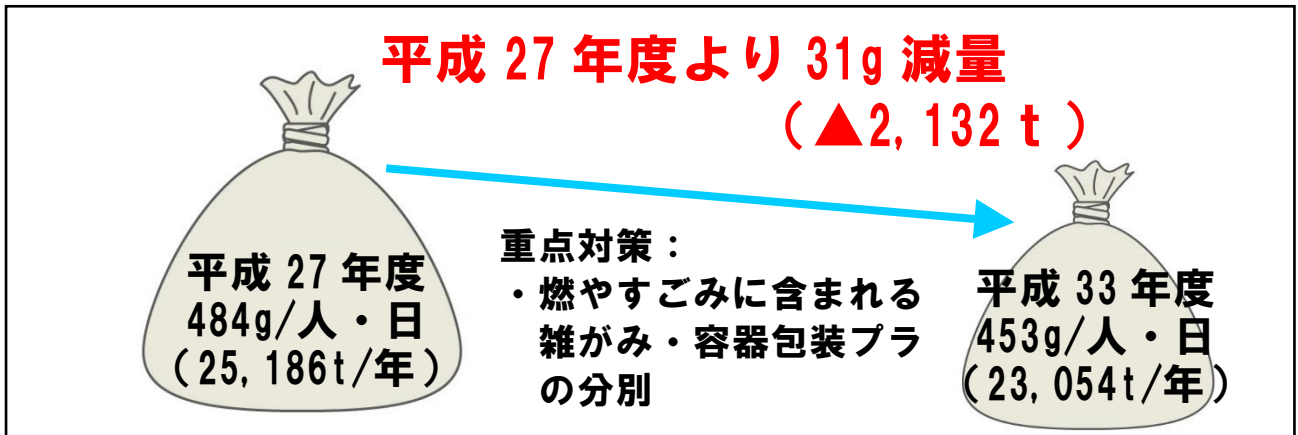
そこで、基本方針を以下のように定め、各方針に沿った施策を推進します。

基本方針Ⅰ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	(1) リデュース（発生抑制）の推進
	ごみにしない買い物の促進
	ごみを出さない調理方法の普及
	(2) リユース（再使用）の推進
	不用品交換の推進
	不用品にしないリペア（修理）の促進
	(3) リサイクル（再生利用）の推進
	雑がみ及び容器包装プラスチック分別の徹底
	生ごみの資源化推進
	小型家電リサイクルの推進
	適正なりサイクルの推進
	最終処分における資源化の推進
	(4) エネルギー有効活用の推進
燃やすごみの処理におけるエネルギー有効活用の推進	
基本方針Ⅱ 安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進	(1) 家庭系の不適正排出者への指導
	イエローカードによる周知
	ごみステーションの巡回指導
	燃やすごみの組成分析の実施
	(2) 事業系の不適正排出者への指導
	搬入物検査の実施
	適正排出及び排出削減の指導
	(3) 適正な分別排出しやすい環境づくり
	資源物の出しやすい環境づくり
	転入者、アパート家主への分別徹底の協力体制の構築
	事業系ごみ減量説明会の開催
	(4) 社会的コスト負担のあり方の検討
	家庭系ごみの有料化
	事業系ごみの手数料の見直し
	(5) 収集サービスの向上
	収集サービスの向上
	(6) 安全安心な処理体制の確立
安全安心な処理体制の確立	
(7) 環境美化の推進	
環境美化の向上	
不法投棄の防止	
(8) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備	
災害廃棄物への迅速な対応	
基本方針Ⅲ 循環型社会づくりに向けた協働の推進	(1) 環境学習の推進
	子どもへの環境学習の実施
	環境生涯学習の実施
	学習の場の提供
	(2) 環境ボランティアリーダーの育成
	地域の環境ボランティアリーダーの育成
	(3) 積極的な啓発・PRの実施
	積極的な啓発・PRの実施
	(4) 環境に配慮した生活や事業活動の促進
	環境に配慮した生活への転換の促進
環境に配慮した事業活動の促進	

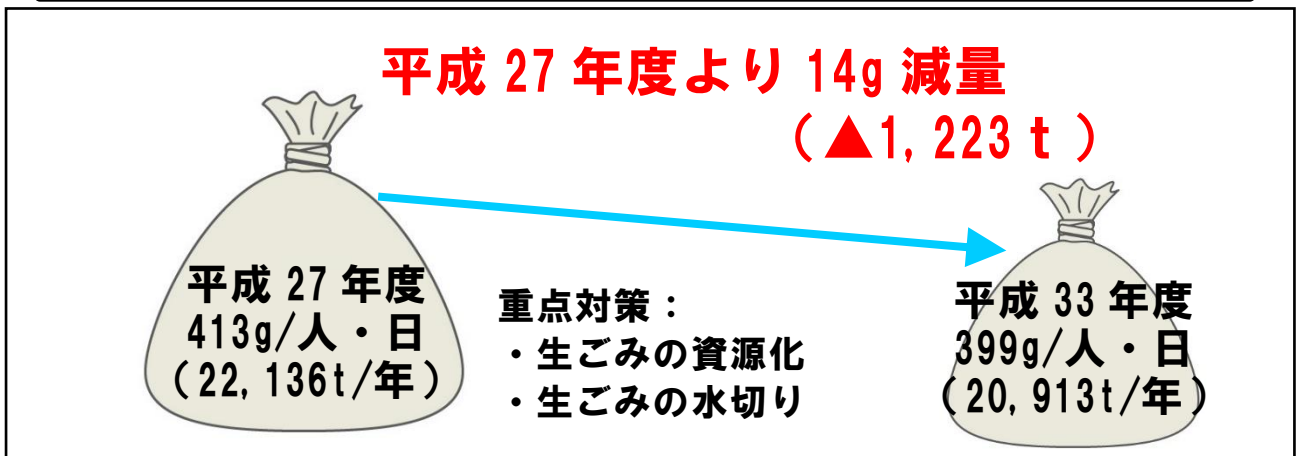
3. 計画目標

排出抑制の目標として、中間目標年次の平成 33 年度における 1 人 1 日当たりの家庭系燃やすごみ排出量を以下のように設定します。なお、中間目標年次の平成 33 年度から最終目標年次の平成 43 年度までは、更なる削減に努めます。

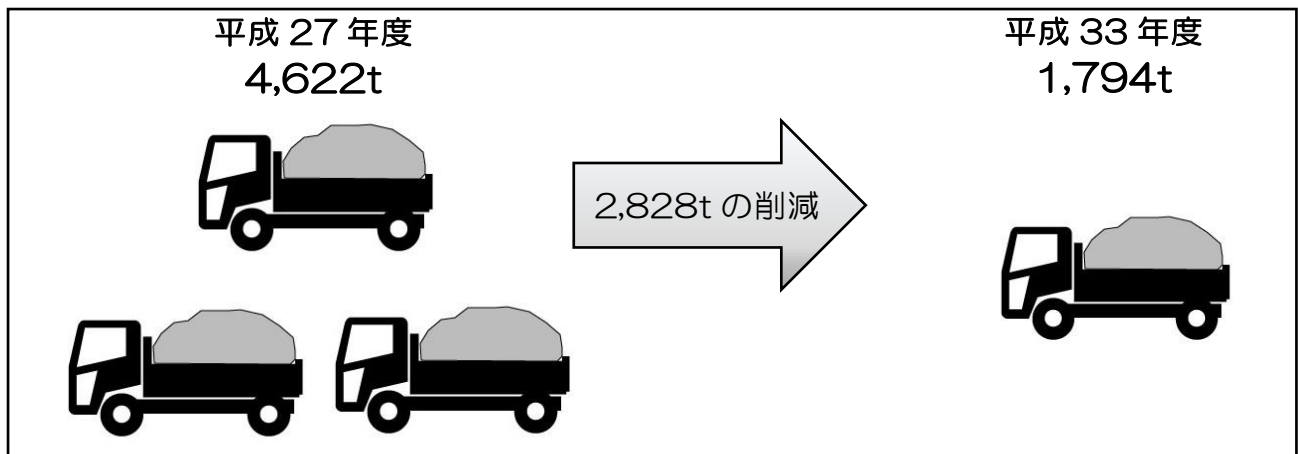
1 人 1 日当たりの家庭系燃やすごみ排出量 (焼津市)



1 人 1 日当たりの家庭系燃やすごみ排出量 (藤枝市)



最終処分量 (2 市合計)



4. ごみ排出量の推計

1) ごみ総排出量

計画目標のごみ総排出量は、焼津市では平成33年度に39,915t、平成43年度には38,337tと見込まれます。また、藤枝市では平成33年度に35,472t、平成43年度には34,023tと見込まれます。

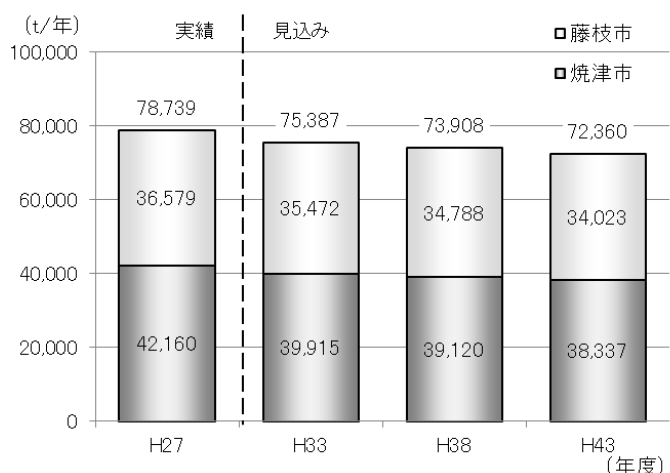


図8 ごみ総排出量の計画目標（2市合計）

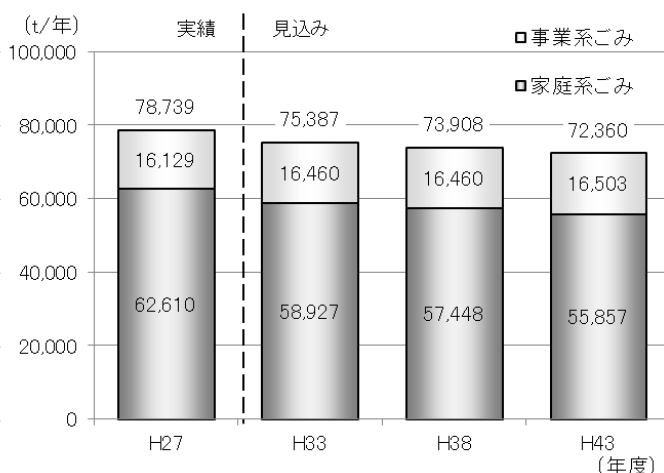


図9 排出源別ごみ排出量の計画目標（2市合計）

2) 燃やすごみ量

2市の燃やすごみ排出量は平成33年度に59,808 t、平成43年度には57,308 tと見込まれます。焼津市の家庭系燃やすごみ排出量は平成33年度に23,054 t、平成43年度には21,740 tと見込まれます。また、藤枝市の家庭系燃やすごみ排出量は平成33年度に20,913 t、平成43年度には19,684 tと見込まれます。

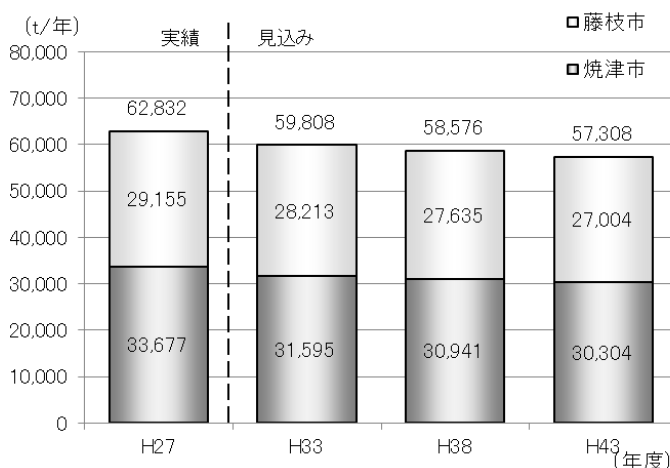


図10 燃やすごみ排出量の計画目標（2市合計）

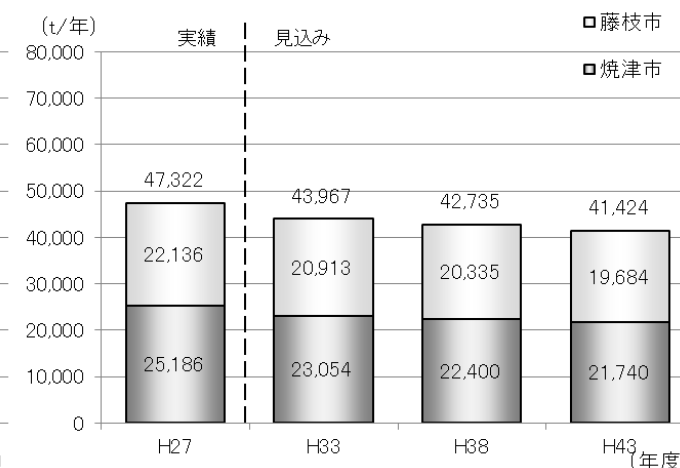


図11 家庭系燃やすごみ量の計画目標（2市合計）

5. 新施設の整備概要

- 燃やすごみ処理施設・・・施設規模：230 t／日（ストーカ式焼却炉）
- 資源物処理施設・・・・・・施設規模：5 t／日（ストックヤードによる貯留）

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の実績

1) 生活排水処理形態別人口の実績

生活排水処理形態別人口以下に示します。

公共下水道水洗化人口や合併処理浄化槽人口は増加傾向を示しています。単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は、公共下水道に接続あるいは合併処理浄化槽などへの転換が進んでいるため減少傾向を示しています。

生活排水処理率（生活雑排水も含めて衛生的に処理している人口の率）は、平成23年度には59.0%でしたが、平成27年度現在では65.6%となり、生活排水の適正な処理が進んでいます。

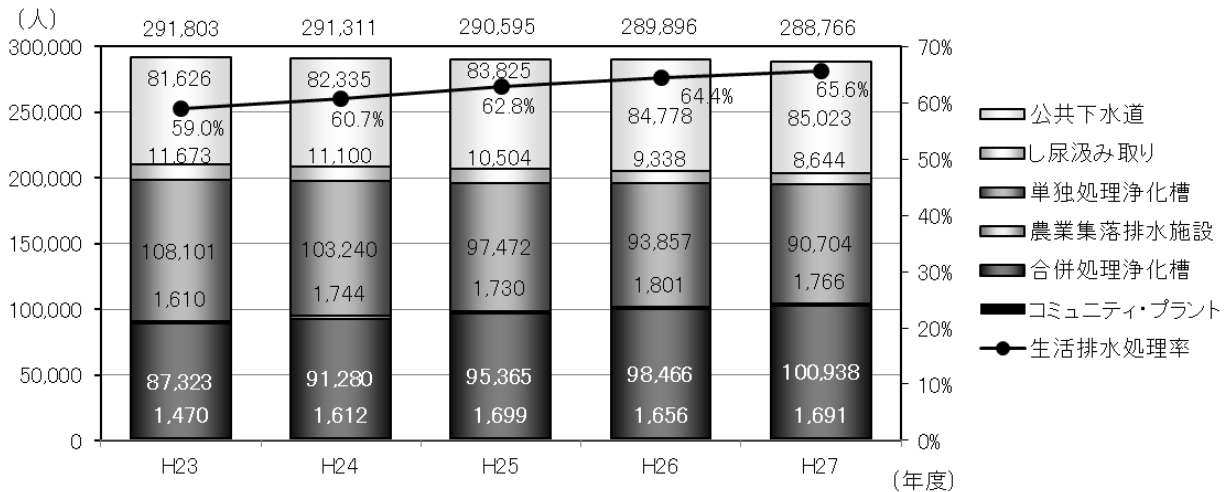


図12 生活排水処理形態別人口（2市合計）

2) し尿・浄化槽汚泥量の実績

平成27年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は96,428kLであり、その内訳は、し尿4,872kL（5.1%）、浄化槽汚泥が91,557kL（94.9%）となっています。

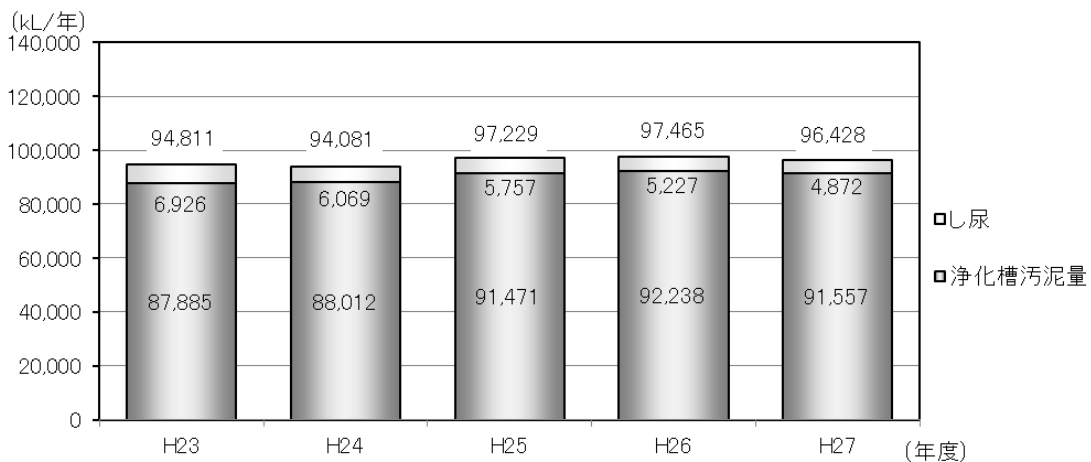


図13 し尿及び浄化槽汚泥量（2市合計）

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

2. 基本方針

これまで2市では、生活排水を公共下水道や合併処理浄化槽などにより処理するなど、適正な施策を進めてきました。

2市において更なる生活排水の適正処理を行うため、下記のように生活排水処理の基本方針を定め、市民や事業者と行政が一体となって自然環境の保全に努めます。

基本方針

I：生活排水の適正な処理

公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽への移行並びに公共下水道などの計画的な整備を推進するとともに、将来の生活排水処理量に応じた新たなし尿処理施設の整備計画について取り組みます。

II：公共下水道への接続の啓発・指導

公共下水道への未接続世帯には、公共下水道に接続するよう啓発、指導します。

III：合併処理浄化槽への転換の啓発・指導

公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯に対して、合併処理浄化槽などへの転換を啓発、指導します。

3. 計画目標

処理目標を、人口に対する生活排水処理人口の割合（生活排水処理率）で示します。生活排水処理人口は、し尿及び生活雑排水を適正に処理している人口で、下水道水洗化人口に合併処理浄化槽人口、コミュニティ・プラント人口及び農業集落排水処理人口を加算した人口になります。

今後の公共下水道の整備、接続の促進、合併処理浄化槽への転換促進により、生活排水処理率を平成27年度現在65.6%から中間目標年次の平成33年度に以下のように向上させ、最終目標年次の平成43年度までに更なる処理率の向上に努めます。



4. 生活排水処理形態別人口の推計

公共下水道人口は各市の公共下水道事業計画等を目標に増加し、合併処理浄化槽人口も徐々に増加する見込みです。

コミュニティ・プラント人口及び農業集落排水処理人口は平成27年度を維持する見込みです。単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口は公共下水道の整備や合併処理浄化槽への移行とともに減少する見込みです。

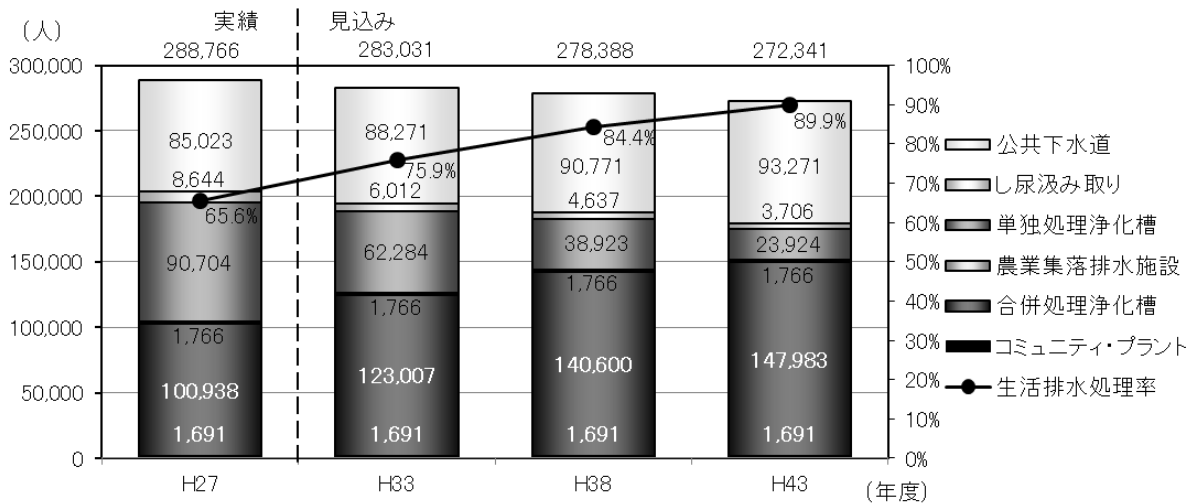


図 14 生活排水処理形態別人口の推計結果（2市合計）

5. し尿及び浄化槽汚泥量の推計

し尿汲み取り量は、汲み取り人口の減少とともに減少する見込みです。合併処理浄化槽汚泥量は、処理人口の増加により、汚泥量も増加するものと考えられます。単独処理浄化槽汚泥量は、処理人口の減少とともに減少する見込みです。

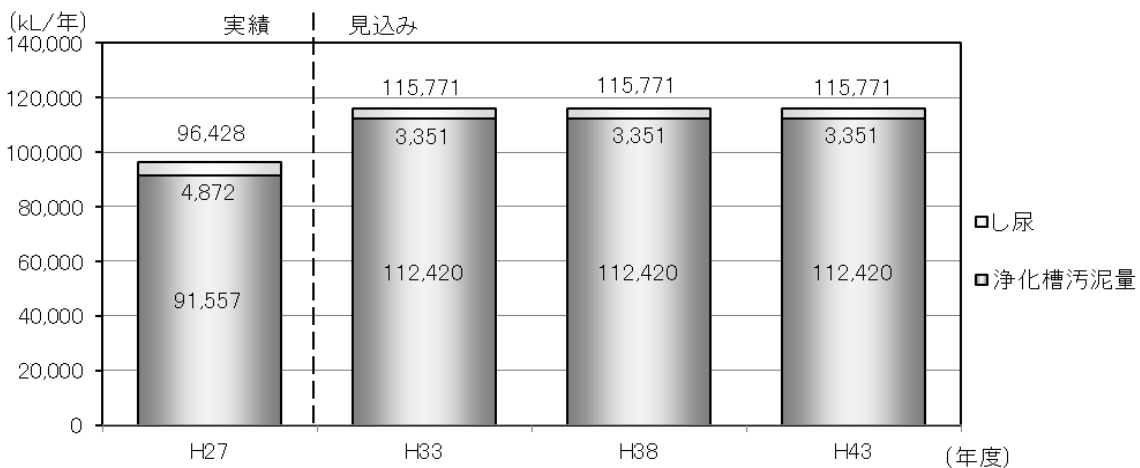


図 15 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果（2市合計）

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

6. 新施設の整備概要

- 新大井川環境管理センター・・・施設規模：210kL/日（膜分離高負荷脱窒素処理方式）
- 新藤枝環境管理センター・・・施設規模：160kL/日 または浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式）

7. 基本方針に基づく主な施策

基本方針に基づく主な施策を示します。

I：生活排水の適正な処理	(1) 生活排水処理施設整備の推進
	合併処理浄化槽の整備促進
	公共下水道への接続の啓発・指導
II：公共下水道への接続の啓発・指導	新し尿処理施設整備計画への取組
	(2) 環境教育・啓発活動の推進
III：合併処理浄化槽への転換の啓発・指導	環境保全意識の向上
	啓発活動の推進
	(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進
	収集体制の整備
	適正な処理計画の実施
	し尿処理施設の適正管理
コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設などの適正管理	
(4) 循環型社会への対応	浄化槽維持管理の適正化の促進
	資源化の推進

一般廃棄物処理基本計画概要版

発行者：焼津市・藤枝市・志太広域事務組合

焼津市 廃棄物対策課	焼津市宗高 900	電話 662-0572
藤枝市 環境政策課	藤枝市岡出山二丁目 15-25	電話 643-3183
生活環境課	同上	電話 643-3681
下水道課	藤枝市城南 3-2-1	電話 644-1181
	藤枝市浄化センター	
志太広域事務組合計画課	藤枝市岡部町岡部 6-1	電話 637-9501